

令和8年度採用予定 会津若松市会計年度任用職員（専門員） 障がい者就労支援員 選考試験受験案内

この選考試験で募集する会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される一会计年度（4月1日から3月31日まで）の範囲内の任期で任用される職員です。

勤務成績が良好な場合に限り、令和9年4月1日以降において、再度任用する場合があります。ただし、この場合の再度の任用は4回が限度となります。また、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。

1 試験日：申込者に対して個別に通知します 申込受付期間：令和7年12月22日(月)～令和8年1月14日(水)

※ 受付は8時30分から17時15分まで行います。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）は除きます。
※ 郵送による申し込みは、1月14日必着です。

2 試験職種、採用予定人数、職務内容、任期

(1) 試験職種、採用予定人数、職務内容

試験職種	採用予定人数	職務内容
障がい者就労支援員	1名	(1) 障がい者である会計年度任用職員を対象とした定期的な面談等の就労定着支援、及び府内における身体介助等の支援。 (2) 障がい者である会計年度任用職員の担当する業務の調整。 (3) 障がい者である会計年度任用職員のキャリア形成支援。 (4) その他総務部人事課長が必要と認める業務。

(2) 任期

採用の日から令和9年3月31日まで

※ 原則、令和8年4月1日採用としますが、合格者と協議の上、採用の日を決定します。

3 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす者

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる在留資格をもって在留する者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑（令和7年5月31日以前は禁錮）以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する、または令和7年度中に取得見込みの者

イ キャリアカウンセラーまたは産業カウンセラーの資格を有する、または令和7年度中に取得見込みの者

ウ 福祉分野、行政分野、または就労支援に関わる1年以上の実務経験を有する者

4 試験の方法及び内容等

試験種目	内容
経歴審査	障がい者就労支援員として必要な職務や経験等の有無についての審査
面接試験	障がい者就労支援員として必要な専門的知識の有無、資質を総合的に評価する試験

5 試験期日、試験会場及び合格者発表

試験種目	期日・時間・場所	合格者発表
経歴審査	事前提出	令和8年2月上旬（予定）に受験者全員に合否を通知します。
面接試験	申込者に対して個別に通知します。	

6 受験申込方法

- (1) 「受験申込書」及び「受験票」に必要事項を記入し、会津若松市役所総務部人事課に提出してください。
- (2) 郵送により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、「受験申込書」、「受験票」及び「110円切手を貼った返信先明記の長形3号の封筒」を同封の上、会津若松市役所総務部人事課あてに送付してください。

※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm）を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

7 合格者の採用

合格者は、成績上位の方から原則として令和8年4月1日以降採用します。

なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。また、この募集は令和8年度の予算の成立を前提として行うものであり、成立した予算の内容によって、採用されない場合が有り得ることに予めご了承願います。

8 待遇等

(1) 報酬

1月当たりに支給される金額 240,940円～246,540円 (予定)	人事院勧告等により改定が行われる場合があります。 職務経験等を有する方は、その経験等によって報酬が左記の範囲内で調整される場合があります。
諸手当等	通勤手当に係る費用弁償、時間外勤務に係る報酬、期末手当及び勤勉手当がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

(2) 勤務日数・勤務時間・休暇等

勤務を要する日	週5日勤務
勤務時間	午前9時～午後5時（休憩60分）
休　日	土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）
休　暇	任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇が条件に応じて取得できます。
勤務場所	本庁舎（会津若松市東栄町3番46号）
福利厚生	健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償の適用があります。

(3) 服務

服務	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。當利企業等への従事（兼業）については、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の観点から、制限する場合があります。
----	---

9 その他

- (1) この試験で、障がい者就労支援員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- (2) 本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込みされた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (3) 申込み時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (4) その他、不明な点は会津若松市役所総務部人事課に問い合わせてください。

会津若松市役所総務部人事課人事グループ
(本庁舎6階)

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

TEL 0242(39)1213 内線 1645

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>